

Weekly Report

第613号
令和3年8月10日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

インボイス発行事業者の登録が10月開始

本年10月1日から「適格請求書（インボイス）発行事業者」の登録が始まります。

◆令和5年10月のインボイス制度に伴う登録

令和5年10月から、消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」の導入により、現行の区分記載請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

適格請求書とは、現行の区分記載請求書に「発行事業者登録番号」、「適用税率」、「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加された請求書等をいい、交付できるのは納税地を所轄する税務署長の登録を受けた適格請求書発行事業者に限られます。

この適格請求書発行事業者の登録申請が本年10月1日から開始となります。なお、登録できるのは課税事業者であり、免税事業者が登録を受けるには、課税事業者となる必要があります。

◆発行事業者の登録を受けるかどうかを検討

適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは

事業者の任意ですが、令和5年10月以降、登録を受けていない課税事業者や免税事業者は適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができません（令和11年9月までは登録を受けていない事業者等からの課税仕入れでも一定割合を仕入税額控除できる経過措置があります）。

一方で、課税事業者以外に対する適格請求書の交付義務はないため、例えば、顧客が消費税のみの場合は、必ずしも適格請求書を交付する必要はありません。このような点を踏まえて登録を検討します。

事業再構築補助金の第3回公募からの変更点

新型コロナの影響が長期化する中で、新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む中企業等を支援する「事業再構築補助金」の第3回公募が開始されました（申請受付は8月下旬開始予定）。

第3回公募から、①最低賃金引上げに向けた支援として、特に業況が厳しく最低賃金+30円以内の従業員が一定割合以上の事業者を対象とした「最低賃金枠」や、従業員数101人以上で継続的な賃金引上げなどに取り組む事業者を対象とした「大規模賃金引上げ枠」の創設、②通常枠の補助上限額を従業員数に応じて最大8千万円まで引上げる、③売上高10%減少要件の対象期間を令和2年4月以降に拡大する、などの変更があります。

国税の滞納残高が22年ぶりに増加

国税庁によると、令和2年度における国税の滞納残高は、新規発生額（5916億円）が滞納整理した額（5184億円）を上回ったことから、8286億円（前年度比9.7%増）となり、22年ぶりに増加しました。これは、新型コロナの影響で納税が困難な事業者の特例猶予に最優先で取り組み、滞納整理額が減少したことなどが要因です。

なお、滞納とは国税が納期限までに納付されず督促状が発付されたものをいい、特例猶予を適用中のものは含まれません。